平成２５年（フ）第３０８号
石川県白山市鶴来本町４丁目リ71番地１
債務者　前田　　進
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４７号
山梨県上野原市大野1275番地１
債務者　中村　　渉
１　決定年月日時　平成25年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
岐阜県可児市鳩吹台８丁目27番地、前住所岐阜県可児市今渡1764番地１　アーバンコートＢ―205
債務者　玉井　利明
１　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１９９号
滋賀県湖南市下田2850番地
債務者　古賀　裕美（旧姓迎・古谷）
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１１号
滋賀県栗東市御園2656番地
債務者　村田あゆみ
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３９号
大津市唐崎３丁目13番Ｅ―405号、前住所大津市滋賀里２丁目７番34号アラサンテコジマ201
債務者　石村　志帆
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４１号
滋賀県野洲市小篠原1562番地10　メゾンドクレール301号
債務者　川瀬　正之
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６４０号
広島県東広島市西条町御薗宇3549番地１
債務者　上　不二子
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７７号
広島市佐伯区五日市中央２丁目１番18号
債務者　古久保亜紀子
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７８号
広島市佐伯区五日市中央２丁目１番18号
債務者　古久保圭子
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８８号
広島県山県郡北広島町有田662番地１　グランデュール新出102
債務者　佐久間亮子
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８９号
広島県山県郡北広島町有田662番地１　グランデュール新出102
債務者　佐久間一孝
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７１６号
広島市安佐南区長束西３丁目10番16―８号
債務者　和田　聡美
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５４号
広島市佐伯区坪井１丁目28番28号
債務者　山田　惠子
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６３号
広島市西区南観音２丁目５番18―201号
債務者　津田　廣英
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６５号
広島市西区高須台５丁目８番７号
債務者　及川由里子
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６８号
広島市安芸区矢野西６丁目26番３号
債務者　宮本　　智
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８１７号
広島県廿日市市大野１―６―４―203、住民票上の住所広島県安芸郡海田町東２丁目15番26号
債務者　實久きよみ
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部